## 日影規制について

## 【日影規制のイメージ図】 測定面 平均地盤面 敷地境界線 ST. 日影規制時間 监 ① 2時間 ② 2.5時間 ③ 3時間 以上日影の部分 10m 敷地境界線 日影規制時間 ① 3時間 ② 4時間 ③ 5時間 以上日影の部分

## ■日影規制

北側に隣接する敷地の日照を確保するため、中高層建築物が連続して日影を落とす時間を規制するものです。

具体的には、冬至の日の午前8時から午後4時までの間で、平均地盤から4mまたは1.5mの高さの水平面(測定面という)に、敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲で、大阪府建築基準法施行条例第69条で定める日影時間以上の日影を落とさないように規定しています。

(出典:大阪府ホームページより)

用途地域	制限を受ける	平均地盤面か	5mを超え 10m以	10mを超える範
	建築物	らの高さ (m)	内の範囲 (時間)	囲(時間)
第一種低層住居専用地域	軒高 7mを超え		4	2. 5
(容積率 100%)	る建築物又は	1. 5	4	2. 5
第一種低層住居専用地域	地上階3階以上		5	3
(容積率 150%)	の建築物		5	3
第一種中高層住居専用地域		4	4	2. 5
第二種中高層住居専用地域		4	4	2. 5
第一種住居地域	高さ 10mを超			
第二種住居地域	える建築物	4	5	3
準住居地域				
用途地域の指定のない地域		4	4	2. 5
近隣商業地域				
準工業地域				